

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年7月20日	令和5年8月3日	<p>申込番号90717712 令和5年6月28日に情報開示請求をした所、都市整備局住宅部管理課担当係長【管理グループ】●●氏から情報提供に切り替えた方が資料を早く出せる 提供資料も同じで費用が掛からないと提案を受け情報提供にて資料を頂きました。</p> <p>1. その資料の中で、大阪市都市整備局が作成された平成27年2月27日配布の大阪市内に所在する府営住宅自治会長様宛 府営住宅の大阪市移管に伴う共益費徴収手続きについて（依頼） ①自治会会則の改正の留意点 ②自治会会則（案） この2点の公文書を大阪市都市整備局が作成に至った当時の経緯、作成にあたり役所内で議論した事がわかる職員同士のやり取り文書やメモ、作成途中の修正の入った推敲文書、メモ、自治会会則（案）を作成のひな型にした参考自治会会則 作成にあたり法的根拠の整合性を取るに至った職員同士のチェックメモなど作成から完成までが細かくわかる一切の文書（参考資料、法的根拠資料、音声、録画、職員メモを含む）</p> <p>2. 自治会会則（案）の第33条（共益費）について●●氏に1.①②③は大阪市営住宅条例や大阪市営住宅迷惑行為措置要綱に定められている法的根拠のあるものだが、④⑤に関して法的根拠がない。 大阪市の公式見解として①②③が法的根拠があると文書で出して欲しいと電話にて申し上げた所、7月19日に電話にて④も大きく間違っていないので問題はないと言う認識だと⑤もあるからと言ってトラブルが起こるとは思えないので問題がないと言う回答でした。 私は法的根拠の話をしているのであって大阪市のからはよくわからない回答を受けました。 そこで7月18日に課長が外部人物から受けたヒアリングの内容がわかる文書、メモ ●●氏に④⑤を指摘してから、回答に至るまでの法的根拠の整合性、地方自治法違反になっていないかなど どのような議論をされたのかわかる一切の文書（資料、音声メモ、メモ、上司の指示メモ、文書など含む）</p>	不存在	号	都市整備局	住宅部管理課（管理企画グループ）